※当該施策に係る予算議案は、今後、議会において審議されるため、内容に変更が生じる場合があります

子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策

1. ひとり親世帯や児童養護施設入所等児童に関する支援の創設・拡充

ひとり親家庭や児童養護施設入所児童等に関する支援について、国の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」とも連動し、新たな取組の創設・拡充を行います。

2. 「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討

東日本大震災による影響も踏まえ、様々な問題を抱える子どもの居場所の確保等について、整備や検討を進めます。

3. 地域における実態把握と連携体制の整備の推進

地域における切れ目ない連携体制の構築に向けて、貧困の状況に置かれている子ども等の実態把握や支援体制の整備を推進します。

【現状等】

- 〇増加傾向にあるひとり親世帯については、特に経済的に厳しい状況に置かれていることから、 親の就労の安定が喫緊の課題。また、児童養護施設入所児童等に関しては、施設退所から自 立までの間、経済的に不安定な状況にあることから十分な支援が必要となるほか、震災孤児等 要保護児童の養育支援として、里親への支援の強化が求められている状況にある。
- 〇東日本大震災による影響も含め、様々な問題を抱える児童生徒への対応や、貧困の連鎖の解消・子どもの生活向上の観点から、その受け皿となる"居場所"が求められている。
- ○貧困の状況にある子ども等の個別の支援ニーズに対応し、具体的な支援に結びつけるためには、地域における関係者の連携が重要。

1. ひとり親家庭や児童養護施設入所児童等に関する支援

新期 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ➢計画本文 P29~30, P51~52

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげる事を目的とする。親に対する支援だけではなく、高校中退率が高い水準とされるひとり親家庭の子どもについても支援を行う

対象者:ひとり親家庭の親及び子ども

対象講座:高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、実施主体が適当と認めるもの

支給内容:受講修了時給付金…受講費用の2割(上限10万円)

合格時給付金…受講費用の4割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

33.3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 →計画本文 P50~51

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して,更なる自立促進に向けて,返還免除が可能な入学準備金・就職準備金を貸し付けるもの

貸付対象者: 高等職業訓練促進給付金の支給対象となっている者

貸付額: 入学準備金50万円(入学時)/就職準備金20万円(修了・資格取得時)

返還免除 : 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し. 県内等において5年間その職に従事した場合

拡充 自立支援教育訓練給付金事業 ▶計画本文 P52

ひとり親家庭の親が教育訓練講座を修了した場合に、その経費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」について、支給上限額を引き上げるもの

支給額 : 受講料の2割(上限10万円)→受講料の6割(上限20万円)

拡充 高等職業訓練促進給付金事業 ➤計画本文 P50

ひとり親家庭の親について,就職に有利となる資格の取得を促進するため,当該資格に係る養成訓練の受講期間に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金事業」において,対象資格や支給期間等を拡げるもの

支給期間 : 上限2年 → 上限3年 例)看護師等

対象資格 : 2年以上修学する資格 → 1年以上修学する資格 例)調理師等

拡充 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ➢計画本文 P48,P54

ひとり親家庭の経済的自立に必要な費用や子どもの進学等に必要な費用に充てるための資金として貸付けている 「母子寡婦福祉資金」について、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするよう、利子を引き下げるもの

保証人がいない場合の貸付利子 : 1.5% → 1.0%

拡充 児童扶養手当給付事業 ➤計画本文P53

児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、ひとり親家庭等の児童について支給を行う児童扶養手当について、更なる支援を図るため、第2子以降の手当額を倍増するもの(※H28年12月支給分から)

手当額 2人目: 5,000円→10,000円 / 3人目以降: 3,000円→ 6,000円

捌 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 ≫計画本文 P41, P44~45 ほか

児童養護施設を退所した者等に対して家賃相当額・生活費の貸付を行い、また、児童養護施設に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援するもの

貸付対象者: 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がい

ない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者

貸付額・期間: [就職者]貸付額:家賃相当額(上限あり)/貸付期間:2年

「進学者]貸付額:家賃相当額・生活費貸付として月額5万円/貸付期間:正規修学年数

[資格取得希望者]貸付額:資格取得実費(上限25万円)

返還免除 : 家賃及び生活費貸付は5年間の就業継続, 資格取得貸付は2年間の就業継続で返還を免除

新期 社会的養護拡充事業 ➤計画本文P47~48

児童養護施設,ファミリーホーム及び自立援助ホームを継続的に運営するために必要な備品や設備の更新,内部 改修等に要する費用を当該施設等に補助し,入所している子どもの早急な生活向上を図るもの

1箇所あたり8百万円を上限に補助

部期 里親等支援センター事業 >計画本文 P47~48

「里親等支援センター」を設置し、震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親等の増加への取組等を行うとともに、里親等への支援体制の強化を図るもの

《事業概要》

- 1. 里親制度普及促進事業 : 里親制度パンフレット作成, 説明会の開催等
- 2. 里親等支援事業 : 里親サロンの開催, 里親等訪問支援等
- 3. 里親等能力開発事業 : 里親研修, 里親トレーニング等
- 4. 関係機関連絡調整事業 : 里親と子どものマッチング調整, 里親委託等推進委員会等

2、「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討

新規 学習支援事業の調査検討 >計画本文 P35

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業について, 町村域での学習支援事業実施に向け, 対象者, 実施 方法, 実施体制等について部局横断型の検討チームを編成し, 検討を行うもの

新規 子ども食堂設置に係る調査検討 >計画本文 P42

子どもへの食事の提供や居場所づくり、学習支援などの支援を行う「子ども食堂」について、県内の実施団体や子どもの実情把握を行いながら、支援方法等について検討を行うもの

新規 フードバンクに係る調査検討 >計画本文 P42

(1) 県内フードバンク実施団体の実態調査

県内でのフードバンク支援事業の実施に向け、フードバンク実施団体と支援先等について現状を把握し、支援 方法、実施体制等について検討を行うもの

(2)フードドライブに関する啓発事業

フードドライブに関する啓発を行い、県民、企業、農業団体等での仕組みづくりを行い、その定着を図るもの

※フードバンク…食品の品質には問題ないが、包装の問題など様々な理由で処分されてしまう食品を、NPO等が食べ物に困っている施設や人に提供するボランティア活動

※フードドライブ…家庭などで余っている食品を地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動

新規 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 ➤計画本文 P26~27

東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援するもの

【ケアハウスの機能】

- ○教育相談窓口となる「心サポート機能」
- 〇不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつ なぐ「適応サポート機能」
- ○放課後や週末,長期休業中,学校に登校できない でいる児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機 能」など
- ▶地域の課題に応じて複合的に提供する。



3. 地域における実態把握と連携体制の整備の推進

新規 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 ➢計画本文 P43~44

地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関・地域の企業・NPO・自治会などを「つなぐ」地域ネットワークを形成し支援を行うこととし、複数年かけて以下の①~④を段階的に実施していくもの

①実態調査と支援体制の整備計画策定(事業主体:市町村)

貧困の状況にある子ども等の実態把握と支援ニーズの調査・分析や支援ニーズに対応する社会資源及び 今後必要となる資源量の把握を行い、「3つのつなぎ」を実現する人材・機関(コーディネーター)を核とした体 制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う

②コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備(事業主体:市町村)

策定した整備計画をもとに、コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備を行う

③地域独自の先行的なモデル事業(実施主体:県・市町村)

「子供の未来応援国民運動」と適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う

④「子供の未来応援基金(子供の生きる力を育むモデル拠点事業)」との事業連携 (事業主体:県・市町村)

民間の「子供の未来応援基金(子供の生きる力を育むモデル拠点事業)」と地域をつなぐネットワーク事業に 対する支援を実施する

